

令和7年11月25日 開会 会期日数 1日間
令和7年11月25日 閉会 開議日数 1日間

令和7年第2回 後志広域連合議会定例会会議録

後志広域連合議会

令和7年第2回後志広域連合議会定例会

- 招集年月日 令和7年11月6日
- 招集の場所 ホテル第一会館 3階会議室
- 開 会 令和7年11月25日（火曜日） 10時30分 議長宣告
- 議事日程
 - 仮議席の指定
 - 開会、開議宣告
 - 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 選挙第1号 副議長の選挙
 - 4 議席の指定
 - 5 議会運営委員の選任
 - 6 諸般の報告
 - 7 広域連合長就任挨拶
 - 8 認定第1号 令和6年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
 - 9 認定第2号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 10 認定第3号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 11 議案第1号 令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 12 議案第2号 令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 出席議員（14名）

議長	16番 岩井 英明	（赤井川村）	1番 堀 清	（古平町）
	2番 山本 俊三	（積丹町）	3番 堤 富佐代	（留寿都村）
	4番 坂下 初雄	（島牧村）	5番 嶋田 茂	（仁木町）
	6番 中村 厚子	（京極町）	7番 小川 泰樹	（喜茂別町）
	8番 熊谷 雅幸	（蘭越町）	9番 古谷 真司	（俱知安町）
	10番 稲葉 寛久	（神恵内村）	12番 浅井 文博	（共和町）
	14番 菅 一	（黒松内町）	15番 青羽 雄士	（ニセコ町）
- 欠席議員（2名）

11番 陰能 裕一	（真狩村）	13番 三浦 弘文	（泊村）
-----------	-------	-----------	------
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

広域連合長	鎌田 満
代表監査委員	佐藤 嘉己
- 出席説明員

副広域連合長	北川 淳一
事務局長兼総務課長	高橋 俊光
会計管理者	瀬戸 雅哉
税務課長	岡林 雅人
国民健康保険課長	埜口 浩司
介護保険課長	田中 哉利
総務課総務係長	松田 典明
税務課滞納徴収係長	萬年 博文
国民健康保険課国保係長	一宮 智紀
国民健康保険課保険給付係長	菅野 まみ

介護保険課介護保険係長 谷 井 彩 乃
介護保険課事業推進係長 松 尾 真由美
介護保険課保険管理係長 村 山 弘 樹
介護保険課介護給付係長 上 妻 竜 一

○ 出席事務局職員

事務局長 高橋 俊光
書記 松田 典明

○ 会議録署名議員

3番 堤 富佐代（留寿都村） 4番 青羽 雄士（ニセコ町）

○ 議長（岩井英明）

皆さんおはようございます。

日程に入る前に、まずもって10月9日付けで広域連合の連合長に就任されました鎌田連合長さんには、心からのお喜びを申し上げたいと思っております。

後ほど、就任のご挨拶いただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎仮議席の指定

○ 議長（岩井英明）

それでは任期満了に伴う改選におきまして、後志広域連合議会議員に選出された議員のご紹介をさせていただきたいと思います。

新たに選出された島牧村議会の坂下議員と、積丹町議会の山本議員です。

仮議席は、今座っている着席の議席といたしたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

◎開会、開議の宣言

○ 議長（岩井英明）

それでは、ただいまの出席議員数は14名であります。

陰能議員からは欠席の届けが出されております。それから坂下議員には今遅れている状況でございますので、報告いたします。

定足数に達しておりますので、令和7年第2回後志広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長（岩井英明）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、「3番堤議員」、「4番青羽議員」を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○ 議長（岩井英明）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

会期の決定につきましては、本日、議会運営委員会が開催され、その結果、本日1日限りとの報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 選挙第1号

○ 議長（岩井英明）

日程第3「副議長の選挙」を行います。

中田副議長が9月30日の島牧村議会の改選に伴い、後志広域連合議会副議長の任期をもつて満了となりましたので、副議長を選出するものでございます。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長には、青羽議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました青羽議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました青羽議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました青羽議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました青羽議員から、就任のご挨拶をお願いいたします。

○ 副議長（青羽雄士）

ご苦労様です。

ただいま議長により指名されました、ニセコ町議会議長の青羽と申します。

何とかこの後岩井議長を盛り上げてですね、会議がスムーズに行くことを一緒に盛り上げていきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

◎日程第4 議席の指定

○ 議長（岩井英明）

日程第4「議席の指定」を行いたいと思います。

会議規則第3条第2項の規定により、副議長に当選されました青羽議員は15番、坂下議員は4番、山本議員は2番の議席を指定いたします。

ここで議席の指定を移動をお願いいたしたいと思います。

◎日程第5 議会運営委員の選任

○ 議長（岩井英明）

日程第5「議会運営委員会の選任」を行います。

議員の任期並びにただいまの副議長選挙に伴い、議会運営委員5名のうち2名の欠員が生じているため、選任するものでございます。

暫時休憩をいたします。

○ 事務局長（高橋俊光）

ここでですね、北後志地区の議員の皆様と、山麓地区の議員の皆様は、隣の部屋へお集まりいただき、協議をお願いしたいと思います。

北後志は、積丹、古平、仁木、赤井川、山麓はニセコ、真狩、留寿都、喜茂別、京極、俱知安です。

よろしくお願ひします。

休憩 10時36分

再開 10時39分

○ 議長（岩井英明）

はい、それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第4条の規定によって、積丹町の山本議員、留寿都村の堤議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会の委員長を選任していただきたいと思いますので、ここでまた暫時休憩をいたします。

議会運営委員会の皆さんには別室へ移動して、委員長、副委員長、決定してくださいね。

はい、急いでお願ひします。

休憩 10時40分

再開 10時42分

○ 議長（岩井英明）

はい、それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会運営委員会より、委員長の互選の結果が議長の手元に届いておりますので報告いたします。

議会運営委員長には熊谷議員、副委員長には稻葉議員、以上のとおり互選されましたのでご報告いたします。

◎日程第6 諸般の報告

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第6「諸般の報告」をいたします。

本定例会に提出された議案につきましては、既に配付されている議案つづりのとおりであります。

次に、監査委員から、9月から11月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせをいたします。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付いたしております一覧表のとおりであります。

次に、後志広域連合議会議員の視察研修につきまして、10月22日から2日間の研修を予定しておりましたが、各町村における議会活動、また、視察先の都合もありまして、日程の変更を検討いたしましたが、調整が困難であることから、事務局と相談し、今年度においては中

止することといたしましたので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第7 広域連合長就任挨拶

○ 議長（岩井英明）

次に、日程第7、ここで10月9日に鎌田広域連合長が就任され、本日が初めての議会となります。

鎌田連合長から就任に当たりまして、ご挨拶をいただきたいと思います。
よろしく。

○ 広域連合長（鎌田満）

皆さんおはようございます。

議長のお許しを得て、一文就任のご挨拶をさせていただきます。

この度、ニセコの片山町長前任の後を引き受けまして、広域連合長に選出をされました黒松内町長の鎌田でございます。今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

また、お集まりの議員の皆様には日頃から後志広域連合の円滑な運営のために、たくさんのご理解ご協力をいただいておりますことに対しまして、構成町村を代表してお礼を申し上げます。いつもありがとうございます。

この後志広域連合も平成19年4月設立以来、18年が経ったわけですが、この間、様々な状況の変化だとか、あるいはまた大きな制度改正もありましたが、それを的確に行い、答えて今こうしてあることに対しましても、歴代のお役職員の皆さんに敬意と感謝を重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

皆さんもご承知のとおり、近年は構成町村も人口減少だとか、あるいはまた人手不足が深刻化しております、ますます広域行政の推進が求められているところであります。

こうした声をですねしっかりととらえて、後志広域連合も様々な制度改正、見直しを行いながら構成町村にとってなくてはならない存在、組織としてこれからも残っていきたいと考えておりますので、皆様のなお一層のご理解、ご協力そしてご指導お願ひを申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしくお願ひをいたします。

◎日程第7～第10 認定第1号～第3号

○ 議長（岩井英明）

はい、それでは日程第8「認定第1号 令和6年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から日程の第10「認定第3号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算の審議に当たりましては、議会運営委員会より、決算特別委員会は設置せず、本会議で審議することの決定がされた旨の報告がありました。

したがいまして決算の審議は、本会議で審議することといたします。

認定第1号から第3号は、後志広域連合3会計の決算案件でございますが、先に3会計の概要説明と、監査委員から決算審査の意見を伺い、その後、会計ごとの審議を行うことといたしたいと思います。

決算概要につきましての説明を求める。

○ 副広域連合長（北川淳一）

はい。

○ 議長（岩井英明）

北川副連合長。

○ 副広域連合長（北川淳一）

決算の概要について申し上げます。

令和6年度決算の種類は、歳入歳出決算書及び事項別明細書の他、主要な施策の成果報告書及び監査委員の決算審査意見書としております。

これよりは着座で説明を申し上げます。

決算の概要について、まず一般会計から申し上げます。

決算書の1ページをご覧ください。

金額は概数で申し上げます。

歳入の総額は約1億9,300万円で、予算と比較しておおよそ510万円の減となっております。

令和6年度の歳入科目では、新たに4款の介護保険事業特別会計からの繰入金が措置されております。

続いて、歳出となります。

2ページをご覧ください。

歳出の総額は約1億9,000万円で、予算との比較ではおおよそ820万円の減となっております。

歳入歳出の差引額は、3ページに記載のとおり308万4,329円であります。

続いて、国民健康保険事業特別会計でございます。

19ページをご覧ください。

歳入の総額は約68億2,400万円で、収入未済額は約54万円、予算との比較ではおおよそ6,400万円の減となっております。

続いて、歳出です。

20ページをお開きください。

歳出の総額は約67億1,500万円で、予算との比較ではおおよそ1億7,200万円の減となっております。

歳入歳出の差引額は21ページに記載のとおり1億848万8,574円であります。

令和6年度の予算執行では、歳出で保険給付費が前年度と比較して約1億2,000万円減少したことにより、歳入では、それとほぼ同額が道からの交付金で減額されております。

続いて、介護保険事業特別会計に参ります。

39ページをお開きください。

歳入の総額は67億5,600万円で、不納欠損額が約100万円、収入未済額が約330万円で、予算との比較ではおおよそ6,500万円の増となっております。

続いて、歳出です。

40ページをご覧ください。

歳出総額は、約65億7,000万円で、予算との比較ではおおよそ1億2,000万円の減となっております。

歳入歳出の差引額は41ページに記載のとおり1億8,602万8,567円で、このうち基金からの繰入額は4,152万円であります。

令和6年度の予算執行では、前年度と比較して65歳以上の第1号被保険者及び要介護等の認定者数が減少する一方で、歳出では、介護保険給付費が6,500万円、関係町村が実施する地域支援事業費が1,000万円、それぞれ増加しております。

以上が、令和6年度各会計の決算の概要でございます。

詳細については、後ほど会計ごとに担当課長からご説明いたします。

また、説明は決算内容について理解を深めていただくため、先に主要な施策の成果報告書で概要を申し上げてから、決算の歳入歳出事項別明細書の説明をいたします。

以上でございます。

この後の審議について、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（岩井英明）

はい、引き続きまして佐藤代表監査委員より、各会計の決算審査の意見について報告を求めます。

○ 代表監査委員（佐藤嘉己）

はい。

○ 議長（岩井英明）

佐藤監査委員。

○ 代表監査委員（佐藤嘉己）

それでは、令和6年度後志広域連合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算に係る審査意見についてご報告申し上げます。

決算審査意見書の1ページをお開きください。

審査の対象につきましては、ご覧のとおりでございます。

また、審査の概要につきましては、本年8月28日付けで、後志広域連合長から提出されました各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細表実質収支に係る調書並びに財産に関する調書が、関係法令等に準拠して作成され、会計処理が適正かつ確実に行われているかどうか慎重に審査いたしました。

審査期間は9月1日から9月22日であります。

審査の結果につきましては、提出された書類のいずれも関係法令に準拠して作成されており、記載された係数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合検査の結果、正確であると認められ、予算の執行についても、おおむね適正に行われているものと認められております。

意見書の2ページからは、各会計の決算概要について掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

11ページに移ります。

第4のむすびをご覧ください。

総括としまして、国民健康保険と介護保険の給付費は、事業の性質上、執行額の予測が難しく、相当程度の不用額を生じるものでありますけれども、予算編成に当たっては、予算の精度を高め、不用額の圧縮に努める。

また、関係町村の財源が一層厳しさを増すものと予想される中、当初予算編成において、過大な負担金を計上する事がないよう、コスト意識と創意工夫により、事務事業においてプランの見直しを行い、効率的、効果的な予算の執行に努められたい。

以上で、決算審査の報告をさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（岩井英明）

各会計の決算の概要と、監査委員会の決算に対する意見の報告が終わりました。

「認定第1号 令和6年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

説明を求めます。

説明は要点のみとして、簡潔に説明願いたいと思います。

○ 事務局長（高橋俊光）

議長。

○ 議長（岩井英明）

高橋事務局長

○ 事務局長（高橋俊光）

「認定第1号 令和6年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明いたします。

お手元に配付しております主要な政策の成果報告書をご用意ください。

成果報告書の8ページになります。

一般会計の決算額は歳入総額1億9,341万8,000円、歳出総額1億9,033万4,000円で歳入歳出の

差引額は308万4,000円となりました。

歳入の内訳は関係町村からの負担金が54.5%を占めております。

歳出予算は議会費、総務費、民生費等で構成されており、広域連合の組織や機関的なネットワークシステムを運営するための一般的な管理経費の他、滞納整理事務に係る経費を計上しております。

9ページをご覧ください。

総務課に関する次の3点について記載しております。

一つ目は、広域連合だよりを3回発行し、関係町村へ送付して、住民の方へ配布いただいております。

二つ目は、広域連合で使用する公用車2台の更新、三つ目は職員研修について、管理職2名がご覧の研修を受講しております。

続きまして10ページからは、税務課長より説明いたします。

○ 税務課長（岡林雅人）

では、税務課の分について説明させてもらいます。

資料の10ページから11ページになります。

引受事案の状況についてですが、令和6年度の引受事案は、前年度と同数の157件、金額は本税、税外合わせて前年度より36万4,000円増加の4,406万1,000円でした。

近年は関係町村の徴収体制が強化され、事案の滞納額が100万円未満のものが9割を超え、滞納者の納税資力が小さく、継続して引き継がれる案件が多い傾向にあります。引受税額の内訳と滞納額の階層区分の詳細については記載の表のとおりでございます。

続きまして、収入の状況についてです。

令和7年3月末の収入状況は、本税、税外合わせて2,532万円、徴収率は前年度よりも6.1ポイント増の57.46%となりました。

広域連合が滞納整理事業を行った効果については、収入額、事前予告効果額、納税誓約や滞納処分の措置中の未納額を合わせて5,035万2,000円となり、関係町村負担金2,196万円に対して229.28%の引受効果率となりました。

収入状況と引受効果の詳細については記載の表のとおりでございます。

次に差押、捜査等についてです。

令和6年度の差押、捜査等の実施状況は記載の表のとおりとなっております。

臨戸訪問や各種財産調査などにより制作生活状況の確認を丁寧に行い、必要に応じて捜査や差押などの滞納処分を実施し、引き続き徴収率向上に努めてまいります。

職員研修の開催についてです。

関係町村の徴収体制強化に志するため、研究会を開催し、私債権を含む徴収に関する知識と技術の向上を図りました。

詳細については記載のとおりとなっております。

最後に契約関係なんですが、滞納管理整理システムの保守契約を締結いたしました。詳細については記載のとおりとなっております。

最後に資料11ページ、12ページ13ページに、過去5年間の差押数の推移と、関係町村別の収入状況を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

税務課からは以上となります。

○ 事務局長（高橋俊光）

以上、成果報告書による説明とさせていただきまして、改めて令和6年度歳入歳出決算書及び事項別明細書によりご説明いたします。

説明につきましては、収入済額及び支出済額のみの説明とさせていただきます。

歳入からご説明いたしますので、決算書の4ページをお開き願います。

1款、1項、1目「負担金」、1節「町村負担金」、収入済額8,017万2,000円。町村負担金でございます。町村ごとの内訳は備考欄に記載のとおりでございます。

5ページをご覧願います。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」、収入済額2,020万2,100円。介護保険料低所得者軽減に係る町村負担金でございます。

こちらも町村ごとの内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

6ページをご覧願います。

2目「特定事業負担金」、収入済額494万5,036円。重層的支援体制整備事業の実施町村である京極町からの負担金でございます。

2款、1項、1目「低所得者保険料軽減国庫負担金」、収入済額4,205万7,900円。介護保険料低所得者軽減に係る国庫負担金でございます。

2項、1目「重層的支援体制整備事業交付金」、93万6,000円。介護予防日常生活支援総合事業に係る国庫補助金でございます。

2目、同じく937万円。これは包括的支援事業でございます。

7ページをご覧願います。

3款、1項、1目「低所得者保険料軽減道負担金」、収入済額2,018万1,950円。同じく低所得者軽減に係る道負担金でございます。

2項、1目「重層的支援体制整備事業交付金」、40万8,000円。介護予防日常生活支援総合事業に係る道補助金でございます。

2目、同じく468万5,000円。これは包括的支援事業の分でございます。

4款、1項、1目「重層的支援体制整備事業繰入金」、収入済額133万9,344円。介護予防等事業に係る介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。

2目、同じく547万8,548円。包括的支援事業の分でございます。

8ページをご覧願います。

5款、1項、1目「繰越金」、収入済額250万2,639円。前年度繰越金でございます。

6款、1項、1目「預金利子」、収入済額1万4,429円でございます。

2項、1目「滞納処分費」は、収入はございませんでした。

2目「雑入」、収入済額112万5,483円。社会保険料と雇用保険料、福祉協会掛金、研修助成金でございます。

以上、歳入の収入済額合計が1億9,341万8,429円でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

10ページをご覧願います。

1款、1項、1目「議会費」、支出済額52万7,190円。広域連合議会開催に係る支出でございまして、1節「報酬」から13節「使用料及び賃借料」までご覧の内容でございます。

2款、1項、1目「一般管理費」は、支出済額6,042万9,637円でございます。主なものとして、会計年度任用職員等の他、人件費、電算システムの保守管理業務などの委託料、事務所借上料などの一般管理経費、派遣職員の人件費負担金でございまして、1節「報酬」から13ページ、18節「負担金補助及び交付金」までご覧の内容でございます。

続きまして、14ページ中ほどでございます。

2目「行政不服審査会費」は、支出はありませんでした。

2項「徴税費」、1目「税務総務費」は、支出済額1,994万7,569円。3節「職員手当等」から15ページ、18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧の内容でございます。

16ページをご覧願います。

3項、1目「選挙管理委員会費」、支出済額10万8,073円。1節「報酬」から10節「需用費」までご覧の内容でございます。選挙管理委員会は、各町村の定期登録直後に4回開催しております。

4項、1目「監査委員費」、支出済額18万2,070円。1節「報酬」から18節「負担金補助交付金」まで、ご覧の内容でございます。例月出納検査、決算審査等に係る支出でございます。

3款「民生費」、1項「社会福祉費」、1目「社会福祉総務費」、支出済額2,669万7,611円。重層的支援体制整備事業委託料でございます。

2目「老人福祉費」、支出済額8,244万1,950円。介護保険料低所得者軽減に係る介護保険事業特別会計への繰出金でございます。

4款「公債費」、5款「予備費」は、支出はございませんでした。

以上、歳出の支出済額合計が1億9,033万4,100円でございます。
続きまして、18ページをご覧願います。
実質収支に関する調書でございます。
歳入歳出差引額は308万4,000円で、実質収支額も同額でございます。
なお、1ページから2ページの一般会計歳入歳出決算書の歳入歳出につきましては、ただいまの説明の再掲でありますので、省略させていただきます。
以上、令和6年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。
ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。
質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。
討論を行います。
討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。
これより「認定第1号 令和6年度後志広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」、採決いたします。
お諮りいたします。
この決算を認定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。
したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

○ 議長（岩井英明）

次に日程第9「認定第2号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。
説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

はい、「認定第2号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

一般会計同様、成果報告書でご説明いたします。

14ページをご覧ください。

令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計決算の概要について。

国民健康保険事業特別会計の決算額は、歳入総額68億2,445万1,000円、歳出総額67億1,596万2,000円で、歳入歳出の差引額は1億848万9,000円となりました。

歳入の主要なものは、関係町村からの分賦金、道支出金となります。

歳出の主要なものは、医療費の保険者負担分である保険給付費、道への負担金である国民健康保険事業費納付金となります。

施策の成果概要については、(1) 被保険者の状況から、(5) 実質収支額の扱いに概要を整理しております。

1、被保険者の状況について。

前年度と比べ、平均世帯数、被保険者数ともに減少しております。

2、保険給付費の状況について。

保険給付費総額は、前年度と比べ1億1,756万6,000円の減額となりました。主な要因として、療養給付費における被保険者の通院日数の減少による影響が顕著でした。

3、医療費の適正化等について。

保険者として、関係町村との役割分担と連携、続いて各種保険事業は、町村における事業実施の円滑な推進、また、レセプト点検や第三者行為求償事務については、業務の委託や事務の標準化による負担の軽減等に努めました。

4、マイナ保険証について。

マイナ保険証への移行に伴う諸規定を整備し、実効性のある事務の執行に努めました。

5、実質収支額の扱いについて。

実質収支額の扱いは記載のとおりといたします。

成果報告書の説明は以上となります。

引き続き、令和6年度歳入歳出決算書及び事項別明細書によりご説明いたします。

説明につきましては、一般会計同様、収入済額、支出済額により説明をさせていただきます。決算書22ページをお開き願います。

1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」は、20億6,661万1,000円。内訳は、1節「医療給付分」、次ページの2節「介護保険分」、24ページの3節「後期高齢者分」です。各町村の金額は、備考欄に記載のとおりです。

25ページをお願いします。

2款、1項、1目「保険給付費等交付金」、46億3,267万2,247円。内容としまして、1節「保険給付費等交付金(普通)」、41億7,975万6,247円は、歳出2款の保険給付費に充てる費用として、道から交付されたものです。

2節「保険給付費等交付金(特別)」、4億5,291万6,000円は、保険者努力支援分。保険者が個別に取り組み事業に対して交付される特別調整交付金と、繰入金2号分。特定健診の実施に要する費用を対象とする特定健康診査等負担金の合計となります。

3款、1項、1目「繰越金」は、前年度決算に伴う繰越金で1億1,027万7,437円。

26ページになりますが、4款、1項、1目「預金利子」、23万6,439円。2項、1目「第三者納付金」、11万6,557円。2目「返納金」は、現年度分と滞納繰越分合合わせて1,383万7,637円です。

28ページになりますが、3目「雑入」は、69万9,457円となります。

次に、29ページからの歳出を説明いたします。

1款、1項、1目「一般管理費」は、2億1,469万3,525円。1節から4節の人件費は、主に会計年度任用職員の分となります。

続いて30ページになりますが、12節「委託料」は、国保連に支払う共同電算処理委託料の他、システムネットワークに係る保守委託料です。

18節「負担金補助及び交付金」では、派遣職員6名に係る人件費の派遣元町村への負担金やべき地直営診療所負担金を3町へ支出しております。

2目「連合会負担金」、4,250万1,540円。国保連合会の運営等に係る負担金や各種システムの運用経費の支出です。

31ページの2款、2項、1目「運営協議会費」、3万3,888円は、国保運営協議会の会議開催等に伴う経費です。

3項、1目「特別対策事業費」、332万2,825円。医療費の適正化に係る費用で、主に11節、医療費通知等の郵便料や、12節、柔道整復施術療養費の委託料となります。

2款は、医療費に係る支出です。

32ページの2款、1項、1目「療養給付費」、35億2,623万3,104円。2目「療養費」、2,896万1,278円。3目「審査支払手数料」、906万3,799円です。

2項、1目「高額療養費」の5億9,340万277円。2目「高額介護合算療養費」は、10万9,229円。3目「高額外来年間合算療養費」は、78万3,949円です。

次の3項、1目「移送費」は、支出がありません。

33ページの4項、1目「出産育児一時金」、2,265万7,121円。11節は、国保連合会への支払手数料で、18節は、出産育児一時金47件分です。

5項、1目「葬祭費」、231万円は、77件分の葬祭費です。

3款、1項、1目「医療給付分」、14億4,849万8,000円。道全体で必要とする医療費のうち、当広域連合が負担する分です。

2項、1目「後期高齢者支援金等分」、4億4,606万2,000円。

34ページの1目「介護納付金分」、1億6,993万2,000円です。

続いて、4款は、主として各町村で実施する各種保険事業に係る支出です。

4款、1項、1目「特定健康診査等事業費」、7,317万366円。主な支出は、35ページとなります、12節の「委託料」では、特定健診等の委託料、機器保守委託料などです。

18節「負担金補助及び交付金」では、国保連合会負担金の他、町村での特定保健指導で臨時で雇用する保健師、栄養士等の入件費負担金などです。

2項、1目「疾病予防費」、2,146万1,862円。主な支出は、36ページとなります、12節「委託料」は、人間ドック等に係るもの、18節「負担金補助及び交付金」は、インフルエンザなどの予防接種費用の負担金です。

5款、1項、1目「利子」は、支出がありません。

6款、1項、1目「償還金」は、1億1,276万7,437円。令和5年度決算に伴う関係町村への分賦金精算分及び保険給付費等交付金超過交付分に係る道への返還金です。

次ページになりますが、7款、1項、1目「予備費」は、支出がありません。

次の38ページの実質収支に係る調書ですが、3、歳入歳出差引額と実質収支額は同額で、令和7年度に繰り越しといたします。

この繰越金は、令和7年度会計において、関係町村への分賦金還付と道支出金の還付金の補正予算財源といたします。

なお、冒頭19ページから21ページまでの国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出等につきましては、ただいまの説明の再掲ですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（岩井英明）

はい、説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより「認定第2号 令和6年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認

定について」、採決いたします。

お諮りいたします。

この決算を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に日程第10「認定第3号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

説明を求めます。

○ 介護保険課長（田中哉利）

議長。

○ 議長（岩井英明）

田中介護保険課長。

○ 介護保険課長（田中哉利）

「認定第3号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、ご説明申し上げます。

一般会計国保特別会計と同様に、成果報告書からご説明いたします。

成果報告書の18ページをご覧ください。

まず概要についてお話をいたします。

令和6年度の介護保険特別会計の決算額につきましては、歳入総額67億5,689万5,000円、歳出総額65億7,086万6,000円、歳入歳出差引額1億8,602万9,000円となりました。

歳入の内訳については、第1号被保険者に係る保険料が11億1,546万3,000円で、歳入総額の16.5%を占めています。

その他町村負担金、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金等、記載のとおりとなっております。

歳出の内訳につきましては、介護給付費が53億7,404万円、歳出総額の81.7%、その他総務費、地域支援事業費等記載のとおりとなっております。

概要については以上でございます。

（1）第1号被保険者数についてご説明いたします。

令和7年3月末時点で、第1号被保険者数は1万7,195人となっており、前年度の同月と比較しますと、216人減少しております。

（2）要介護（要支援）認定者数についてです。

要介護（要支援）認定者数は年間で32人減少し、令和7年3月末時点で3,631人が認定を受けている状況になっております。

認定審査会の開催状況と審査件数については、記載のとおりでございます。

（3）介護保険料についてです。

先ほど申し上げましたとおり、第1号被保険者は減少しておりますが、収入額については、前年度よりも1,308万2,000円増加しております。

こちらにつきましては、令和6年度より、所得段階を9段階から13段階にしたことによる影響となっております。

不納欠損につきましては、141件、25人で102万円。内訳は、時効消滅が21件、処分停止が141件となっております。

続きまして19ページ、（4）介護給付費についてご説明いたします。

介護給付費については53億7,060万円の執行で、前年度と比較すると6,889万2,000円、1.2%増加しております。

主な増減につきましては、居宅介護サービス費が約3,600万円の増、施設介護サービス費が約7,700万円の増となっており、一方、地域密着型サービスは約5,300万円の減となっております。

（5）地域支援事業についてです。

各町村に設置されました地域包括支援センターを通じて、介護予防ケアマネジメント業務、総合事業、支援業務等を取り組む介護予防日常生活支援総合事業と包括支援事業及び任意事業で、合計5億6,271万9,000円を執行しております。また、令和6年度より京極町で開始しました重層的支援体制整備事業については、介護予防日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業で、合計2,669万8,000円を執行しております。

（6）会議・研修会等の開催につきましては、記載のとおりではございますが、近年は事業所や関係町村への会議、研修会の充実に努めておりまして、令和6年度では介護報酬改定で、高齢者虐待防止措置未実施減算が措置されたことから、新たな事業所に対する支援として、虐待防止のための研修会を実施したところでございます。

20ページ、（7）決算余剰金についてです。

決算余剰金、歳入歳出差引額1億8,602万9,000円につきましては、翌年度に繰り越し、国、道、支払基金への返還金1億1,791万2,000円、介護保険準備基金積立金6,742万円を補正予算によって執行しております。

成果報告書の説明は以上となります。

引き続き、令和6年度歳入歳出決算書及び事項別明細書によりご説明いたします。

説明につきましては、収入済額及び支出済額のみの説明とさせていただきます。

それでは、決算書42ページをお開き願います。

歳入からご説明いたします。

1款、1項、1目「第1号被保険者保険料」、11億1,546万2,723円。内訳は、現年度分、滞納繰越分となっております。

2款、1項、1目「広域連合負担金」、9億3,414万5,261円。内容としましては、1節「介護給付費町村負担金」、6億7,164万6,992円。介護サービス給付費等の町村負担金でございます。備考欄には町村ごとの内訳を記載しております。

43ページをご覧ください。

2節「地域支援事業町村負担金（介護予防日常生活支援・総合事業）」、2,186万2,981円。地域支援事業のうち、町村への委託や介護予防総合事業に係る町村負担金でございます。

44ページをご覧ください。

3節「地域支援事業町村負担金（包括的支援事業・任意事業）」、7,465万4,355円。地域支援事業のうち、町村への委託やアドバイザー事業等の包括的支援事業・任意事業に係る町村負担金でございます。

45ページをご覧ください。

4節「事務費等町村負担金」、1億1,502万6,661円。システム改修費等の町村負担金でございます。

46ページをご覧ください。

5節「介護認定審査会町村負担金」、5,095万4,272円は、認定審査会に係る町村負担金でございます。

47ページをご覧ください。

3款から5款までは、国と支払基金からの負担金補助金となっております。

3款、1項、1目「介護給付費負担金」、9億5,543万7,633円。2項、1目「調整交付金」、4億4,735万2,000円。

続いて、48ページをご覧ください。

2目「地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援・総合事業）」、5,333万9,265円。3目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」、1億4,650万4,022円。

4目「保険者機能強化推進交付金」、1,584万5,000円。こちらにつきましては、介護予防、自立支援等に関する取り組みの支援として交付されており、当連合では、第1号被保険者の保険料に充当しているところでございます。

4款、1項、1目「介護給付費交付金」、14億7,708万1,000円。2目「地域支援事業交付金」、

5,102万4,000円でございます。

49ページをご覧ください。

5款、1項、1目「介護給付費負担金」、8億7,770万8,000円。2項、1目「地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援・総合事業）」、2,321万4,541円。

2目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」、7,325万2,011円でございます。

6款、1項、1目「利子及び配当金」、9万5,083円でございます。

50ページをご覧ください。

7款、1項、1目「低所得者保険料軽減繰入金」、8,244万1,950円。2項、1目「基金繰入金」、4,152万円でございます。

8款、1項、1目「繰越金」、4億5,974万5,689円。

51ページをご覧ください。

2項、1目「延滞金」、34万1,600円。3項、1目「預金利子」、58万4,300円。4項、1目「返納金」、60万4,366円。

3目「雑入」、119万6,353円でございます。

52ページをご覧ください。

以上、歳入の収入済額の合計は、67億5,689万4,797円でございます。

次に、53ページからの歳出についてご説明いたします。

1款、1項、1目「一般管理費」は、1億973万9,192円でございます。1節から4節は主に介護保険課の人事費となっておりますので、説明を省略させていただきます。

一方の主な内容としては54ページ、12節「委託料」は、介護保険電算システム改修業務委託料、電算システム及びマイナンバー環境整備保守業務委託料となっております。

また、18節では、介護保険課の派遣職員に係る人事費の派遣元への負担金等を支出しております。町村別の詳細につきましては、備考欄に記載しておりますので、お読み取り願います。

続いて55ページをご覧ください。

2項、1目「賦課徴収費」、703万5,122円でございます。こちらにつきましては、保険料の賦課徴収に係る費用となり、パンフ等の印刷製本費、納入通知書の郵便料等でございます。

56ページをご覧ください。

3項、1目「認定審査会費」、5,095万4,272円でございます。12節で、南後志と羊蹄山麓認定審査会へ事務委託料として支出、18節で、北後志と岩宇認定審査会へ共同設置に係る負担金として支出しております。

4項、1目「計画策定委員会費」、3万3,000円でございます。第9期介護保険事業計画に係る策定検証委員会等の費用でございます。

次に、2款「介護給付費」についてご説明いたします。

57ページをご覧ください。

2款、1項、1目「介護サービス等給付費」、53億7,403万9,766円でございます。11節、審査支払手数料の他、サービス給付費の内訳につきましては、18節の備考欄、介護サービス給付費は、記載の内容のとおり行っております。

次に、58ページをご覧ください。

3款、1項、1目「介護予防生活支援サービス等事業費」、1億7,490万3,852円。2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」、3億8,781万4,834円でございます。これらにつきましては、構成町村で実施しております介護予防事業の委託料や総合事業の給付費として支出しております。

59ページをご覧ください。

4款、1項、1目「介護保険基金積立金」、1億2,674万6,471円でございます。

6款、1項、1目「償還金」、3億3,160万4,529円。こちらは前年度に交付となった国の方からなどの介護給付費等の負担金精算に係る返還金となっております。第1号被保険者に対する保険料還付金です。

60ページをご覧ください。

7款、1項、1目「予備費」については、支出はございませんでした。

以上、歳出の支出済額合計が60億7,086万6,230円でございます。

6 1 ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額67億5,689万5,000円、歳出総額65億7,086万6,000円、歳入歳出差引額と実質収支額ともに1億8,602万9,000円となり、令和7年度へ繰り越しをいたします。

本繰越しは、令和7年度会計において、介護保険基金積立金、国、道、支払基金への返還金、第1号被保険者保険料還付金の補正予算、財源といたします。

6 2 ページをご覧ください。

財産に関する調書でございます。

こちらにつきましては、介護保険基金の状況について掲載しております。

決算年度末現在高5億1,843万1,000円となっております。

なお、決算書39から40ページに記載のある歳入歳出につきましては、ただいま説明の再掲となりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（岩井英明）

はい、説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより「認定第3号 令和6年度後志広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

この決算を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

◎日程第11 議案第1号

○ 議長（岩井英明）

はい、それでは日程第11「議案第1号 令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

提案理由の説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

はい。

○ 議長（岩井英明）

はい、埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

「議案第1号 令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」
令和7年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億824万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,033万5,000円とする。

第2項の規定については、朗読を省略させていただきます。

補正の主な内容といたしましては、歳出につきましては、令和6年度決算に伴う関係町村への分賦金精算分及び保険給付費等交付金に係る道への返還金。歳入は、令和6年度決算に伴う繰越金を計上、以上となります。

事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページをお開き願います。

1款、1項、1目「一般管理費」、3節「職員手当等」、7万2,000円。広域連合が準用する但知安町職員給与条例の改正に伴う住居手当の増で、プロパー職員1名に係る部分です。

4款、1項、1目「特定健康診査等事業費」、18節「負担金補助及び交付金」、137万5,000円の減。1町の保健事業費に係る委託金額の確定によるものです。

6款、1項、1目「償還金」、22節「償還金利子及び割引料」、1億954万5,000円。こちらは令和6年度国保会計の決算による関係町村への分賦金還付1億940万円及び保険給付費等交付金の精算による道への返還金分、15万5,000円となります。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、5ページにお戻り願います。

1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」、1節「医療給付分」、7万2,000円。こちらは歳出、1款の補正に係る共通経費の増額に充てるものです。

6ページをお開きください。

2款、1項、1目「保険給付費等交付金」、1節「保険給付費等交付金（普通）」は、106万7,000円。令和6年度の精算分として道から交付されるものです。

2節「保険給付費等交付金（特別）」、137万5,000円の減。歳出、4款の補正に伴うものとなります。

7ページです。

3款、1項、1目「繰越金」、1節「前年度繰越金」は、1億847万8,000円。

議案の最後に、今回の補正予算の町村別内訳表として、資料1及び2を添付しております。

資料1につきましては、町村別の補正額一覧、資料2につきましては、補正前の額、補正後の額を載せた資料となります。

後ほど、ご覧いただきたいと思います。

なお、1ページからの第1表歳入歳出予算補正及び3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書1総括につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（岩井英明）

はい、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより「議案第1号 令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第2号

○ 議長（岩井英明）

次に日程第12「議案第2号 令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 介護保険課長（田中哉利）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

田中介護保険課長

○ 介護保険課長（田中哉利）

「議案第2号 令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、ご説明申し上げます。

議案第2号、令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度後志広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,217万3,000円とする。

2項については省略いたします。

今回の補正につきましては、システム標準化への移行に伴うデータ連携システム構築費用となっており、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,217万3,000円とするものでございます。

具体的な補正の内容についてまず、歳出からご説明いたします。

議案の6ページをご覧ください。

1款、1項、一目「一般管理費」、12節「委託料」について、補正額330万円の追加です。

こちらにつきましては、現在、令和7年度中に各町村でシステム標準化への移行が行われておりますが、赤井川村がベンダーの事情により次年度の令和8年度に標準化移行が行われることとなりました。このために、標準化移行完了前の赤井川村の連携データと、標準化移行完了後の広域連合の端末とのデータ連携を行うためのシステム構築が必要となるため、これに係る経費の330万円を計上しているところでございます。

なお、特定財源のその他につきましては、赤井川村の事務費等町村負担金を充てて対応することとなります。

続いて、歳入についてご説明いたします。

議案の5ページをご覧ください。

2款、1項、1目「広域連合負担金」、4節「事務費等町村負担金」について、補正額330万円の追加でございます。内容については先ほどご説明したとおりでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより「議案第2号 令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○ 議長（岩井英明）

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第2回後志広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

閉会 11時49分

上記会議の経過は、書記 松田典明の記載したものであるが、

その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 松田典明

署名議員 堤富佐代

署名議員 青羽雄士